
資料編

第6次草津市総合計画 第2期基本計画策定の経緯

1 草津市総合計画特別委員会

市議会が設置する委員会です。

計画策定の各段階において、市議会の立場からの意見を求めました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和5年12月20日	・第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定方針について ・転出入者アンケート等の実施について
第2回	令和6年1月16日	・転出入者アンケート等の実施について
第3回	令和6年5月14日	・第6次草津市総合計画第1期基本計画の総括評価について ・第6次草津市総合計画第2期基本計画の施策体系（案）について
第4回	令和6年6月26日	第6次草津市総合計画第2期基本計画における ・リーディング・プロジェクト（案）について ・ウェルビーイングについて ・地方創生について ・計画の構成について
第5回	令和6年7月31日	・第6次草津市総合計画第2期基本計画（素案）について 【※分野ごとに協議】
第6回	令和6年9月19日	・第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）について
第7回	令和7年3月17日	・第6次草津市総合計画第2期基本計画につき議決を求めることについて

2 草津市総合計画審議会

市民（各種団体代表、一般公募）および有識者等17人からなる会議です。

第6次草津市総合計画について、専門的・総合的な見地から御審議をいただくよう市長から諮問し答申を受けました。

開催年月日		主 な 内 容
第 1 回 【諮 問】	令和 6 年 1 月23日	・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画の諮問 ・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定方針について ・ 転出入者アンケート等の実施について
第 2 回	令和 6 年 6 月 7 日	・ 第6次草津市総合計画第1期基本計画の総括評価について ・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画の施策体系（案）について
第 3 回	令和 6 年 7 月12日	第6次草津市総合計画第2期基本計画における ・ リーディング・プロジェクト（案）について ・ ウェルビーイングについて ・ 地方創生について ・ 計画の構成について
第 4 回	令和 6 年 8 月 9 日	・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画（素案）について
第 5 回	令和 6 年10月 2 日	・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）について
【答 申】	令和 6 年10月21日	・ 第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）の答申

3 草津市総合計画策定市民会議

各団体の関係者や一般公募の市民など27人で構成する会議です。

草津市の今後のまちづくりなどについての意見交換を行い、いただいた御意見やアイデアを第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定に生かしました。

開催年月日		主な内容
第1回	令和6年5月31日	・草津市の総合計画について 《グループワーク》 ・草津市の「良いところ」、「変えたいところ」
第2回 第3回	令和6年7月25日 令和6年7月26日	《グループワーク》 ・第6次草津市総合計画第2期基本計画「私たちの役割（市民・地域・事業者等）」について
第4回	令和6年9月5日	・第2回、第3回草津市総合計画策定市民会議での意見と対応について

4 高校生アンケート調査

若者の“声”を反映した第6次草津市総合計画第2期基本計画を策定するため、高校生を対象として、これからの草津市に期待することやまちづくりへのアイデア、市政に対する率直な御意見等をお聞きました。

調査対象：市内の高等学校に通学する高校2年生約1,697人

調査期間：令和6年2月5日～令和6年2月29日

有効回答数：1,179件

有効回収率：69.5%

5 転出入者アンケート調査

転出入者の“声”を反映した第6次草津市総合計画第2期基本計画を策定するため、転出入のきっかけや転出入の決め手等の理由や市政に対する御意見等をお聞きました。

調査対象：草津市内への転入者・転出者（世帯）

調査期間：令和6年2月7日～令和6年5月31日

有効回答数：411件

6 パブリックコメント

第6次草津市総合計画第2期基本計画（案）に関して、広く市民の意見を募集しました。

実施期間：令和6年11月1日～令和6年12月2日

配架場所での閲覧者数：23人

ホームページアクセス数：248件

YouTube くさつチャンネル再生回数：171回

提出者数：4人

意見総数：18件

7 タウンミーティング

第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定にあたり、市長が計画に込めた思いを説明するとともに、市民の皆様と意見交換を行いました。

実施日：令和6年11月9日

参加者数：40人（会場35人 Web参加5人）

8 庁内体制

■ 総合計画策定推進委員会《8回開催》

市長、副市長、教育長、各部長で構成する庁内会議です。

総合計画策定において重要な事項の審議・協議を行いました。

■ 総合計画策定推進委員会幹事会《6回開催》

副部長（総括）で構成する庁内会議です。

総合計画策定において横断的な調整、総合計画策定推進委員会に提出する案件の協議を行いました。

草津市総合計画審議会設置条例

制定：昭和44年4月1日

条例第2号

最終改正：平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、草津市総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、市長の諮問機関として草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定数)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 草津市建設計画審議会設置条例（昭和42年草津市条例第7号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会設置条例施行規則

制定：昭和44年4月1日

規則第4号

最終改正：平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例（昭和44年草津市条例第2号）第3条の規定に基づき、草津市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員、国の職員、県の職員およびその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第7条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 草津市建設計画審議会規則（昭和42年規則第6号）は、廃止する。

(略)

付 則（平成25年4月1日規則第36号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

草津市総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	肥塚 浩【会長】	立命館大学大学院 経営管理研究科 教授
	佐野 仁美	京都橘大学 発達教育学部 教授
	西原 陽子	立命館大学 情報理工学部 教授
	三浦 克之	滋賀医科大学 社会医学講座 公衆衛生学部門 教授
関係団体からの選出者	小林 望	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長（令和6年5月20日まで）
	村本 遥	草津市公立保育所・公立認定こども園 保護者と先生の会連絡協議会 会長（令和6年5月21日から）
	清水 和廣	草津市社会福祉協議会 会長
	塚口 博司	草津市都市計画審議会 会長 立命館大学 理工学部 名誉教授
	中谷 緑郎【副会長】	草津市まちづくり協議会連合会 会長
	北村 嘉英	草津商工会議所 会頭
	中西 健太	草津青年会議所 理事長
	植村 正雄	くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 代表
	窪田 明裕	草津・栗東地区労働者福祉協議会 事務局次長
	吉川 彰治	レーク滋賀農業協同組合 経営管理委員
公募市民	我孫子 順子	公募
	下笠 圭子	公募
	堀井 好子	公募
	吉田 満知子	公募

（学識経験者・公募市民は氏名、関係団体からの選出者は団体名の50音順、敬称略）

草津市総合計画策定市民会議開催要綱

令和6年1月4日

告示第2号

(設置)

第1条 この要綱は、草津市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定に当たり、広く市民からの意見を求めることを目的とする。

(市民会議の委員)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 関係する団体から選出された者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、第6次草津市総合計画第2期基本計画の策定にあたり、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長および副会長)

第4条 市民会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議の進行を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

草津市総合計画策定市民会議 委員名簿

区 分	氏 名	団 体 等
関係団体からの選出者	山元 義宣	一般社団法人 草津市観光物産協会
	井上 佐知子	一般社団法人 草津栗東医師会
	園田 実乗	NPO 法人 草津市心身障害児者連絡協議会
	守野 洋史	NPO 法人 草津の未来を建設する市内業者会
	中西 安子	NPO 法人 琵琶湖ネット草津
	鶴田 真理子	草津市国際交流協会
	野田 まり子	草津市消費者リーダー会
	山元 孝子	草津市人権擁護委員会
	嘉悦 和子【会長】	草津市スポーツ推進委員協議会
	矢守 渚奈子	草津市21世紀文化芸術推進協議会
	柴田 みどり	草津市認可保育園連盟
	奥野 壽久	草津市防災指導員連絡協議会
	石本 恵津子	草津市ボランティア連絡協議会
	中出 高明【副会長】	草津市立地域まちづくりセンター運営会議
	田中 正治	草津市老人クラブ連合会
	内田 雪絵	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	木村 幸太郎	草津栗東交通安全協会
	上田 恭典	公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会
	梶山 和紀	湖南 企業いきもの応援団
	寺尾 信一	滋賀県退職校長さざなみ会
	横江 秀美	滋賀県農業法人協会
公募市民	伊藤 健二	公募委員
	角谷 貴美子	公募委員
	杉原 あや子	公募委員
	田中 博之	公募委員
	中村 年夫	公募委員
	堀尾 久美子	公募委員

(関係団体からの選出者は団体名、公募市民は氏名の50音順、敬称略)

草津市総合計画策定推進委員会設置要綱

制定：令和3年4月1日

告示第152号

最終改正：令和5年5月31日告示第178号

(設置)

第1条 草津市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に向けた計画案の検討および協議ならびに総合計画の推進のため、草津市総合計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の計画案の検討および協議に関すること。
- (2) 総合計画の進捗管理に関すること。
- (3) SDGsに関すること。
- (4) その他総合計画の策定および推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）第3条に規定する部長会議の構成員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長が所管の副市長、他の副市長の順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、草津市庁議規程第11条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長の指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和5年5月31日告示第178号）

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

SDGs について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■ SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択されたものです。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため17の目標（ゴール）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うものです。

■ 草津市におけるSDGsの視点を取り入れた施策の展開

SDGsによる先進国を含む国際社会全体の17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」という理念は、本市の総合計画に基づく取組と目指すべき方向性と共通した目標となっています。

第2期基本計画では、第1期基本計画から引き続き、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様なステークホルダーとの目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。

なお、基本方針ごとに示しているSDGsの17の目標については、各基本方針における取組内容が、該当のSDGsの目標達成に資するものであること示しています。

■ SDGs17の目標（ゴール）と内容

アイコン	目標（ゴール）	内 容
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－ 2018年3月版（第2版）」
（一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター）より抜粋（外務省翻訳）